

令和5年第1回 (仮称) 遠軽地区地域公共交通活性化協議会 会議次第

令和5年6月12日月曜日

14時～

メトロプラザ 小ホール

1 開会

2 遠軽町長挨拶

3 本協議会の設立の目的・経緯

4 議事

【議案第1号】 遠軽地区地域公共交通活性化協議会規約制定について

【議案第2号】 遠軽地区地域公共交通活性化協議会事務局規程等制定について

【議案第3号】 令和5年度遠軽地区地域公共交通活性化協議会事業計画（案）及び協議会予算（案）について

5 その他

6 閉会

遠軽地区地域公共交通活性化協議会委員(案)
(令和5年6月12日～令和7年3月31)

	選出区分 (活性化再生法)	選出機関・団体名	役 職	氏 名
1	市町村 (第6条第2項第1号)	遠軽町	町長	佐々木 修一
2		湧別町	町長	刈田 智之
3		佐呂間町	町長	武田 温友
4	都道府県 (第6条第2項第1号)	北海道オホーツク総合振興局	地方創生部地域政策課長	杉村 勝彦
5	公共交通事業者等 (第6条第2項第2号)	北海道北見バス株式会社	乗合事業部次長	佐々木 淳
6		北紋バス株式会社	代表取締役社長	神 良雄
7	道路管理者 (第6条第2項第2号)	北海道開発局網走開発建設部 遠軽開発事務所	第2道路課長	福田 孝志
8		北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部遠軽出張所	所長	内海 久志
9	運転手が組織する団体 (第6条第2項第2号)	私鉄総連北見バス支部	執行委員長	白岡 寛司
10	住民利用者 (第6条第2項第3号)	遠軽町自治会連絡協議会	副会長	吉川 紘
11		北海道遠軽高等学校PTA	会長	大西 孝拡
12		湧別町自治会連合会	理事	上田 一義
13		湧別町PTA連合会	会長	遠藤 道代
14		佐呂間町自治会連合会	会長	村岡 竹雄
15		佐呂間町PTA連合会	会長	石川 勝義
16	北海道運輸局 (第6条第2項第3号)	北海道運輸局北見運輸支局	首席運輸企画専門官	山本 裕幸
17	警察 (第6条第2項第3号)	北海道北見方面遠軽警察署	交通課長	山口 崇

遠軽地区地域公共交通活性化協議会設立の目的・経緯

遠軽地区3町が各町で独自に「地域公共交通」に対し、施策等の推進を進めていますが、本地域では人口減少が進み、地域公共交通を担う事業者においても、乗客減少による収益の悪化や乗務員不足が顕著となるなど、取り巻く状況は年々悪化の一途をたどっているため、生活圏を共にする3町が連携し、より効率的に地域住民や来訪者にとって利便性の高い地域公共交通網を維持・確保するとともに、各町の地域公共交通の方向性を定めた計画策定を行うことを目的としています。

◎現状・問題点・課題

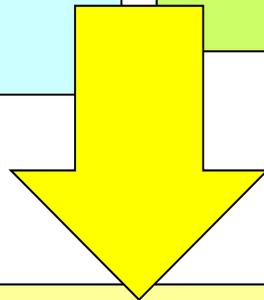
- ・ 3町は経済面や生活面における生活圏の関わりが強い状況。
- ・ 人口減少、少子高齢化や自家用車の普及により、利用者が減少し続け、公共交通事業者の経営状況が悪化しており、公共交通の再編の必要性が増している。
- ・ 今後、地域の公共交通を維持するため、各町の財政負担の増加が見込まれる。
- ・ 一方、運転免許返納により、移動手段を持たない高齢者が益々増えることが予想される。
- ・ 事業者の運転手不足

◎経緯

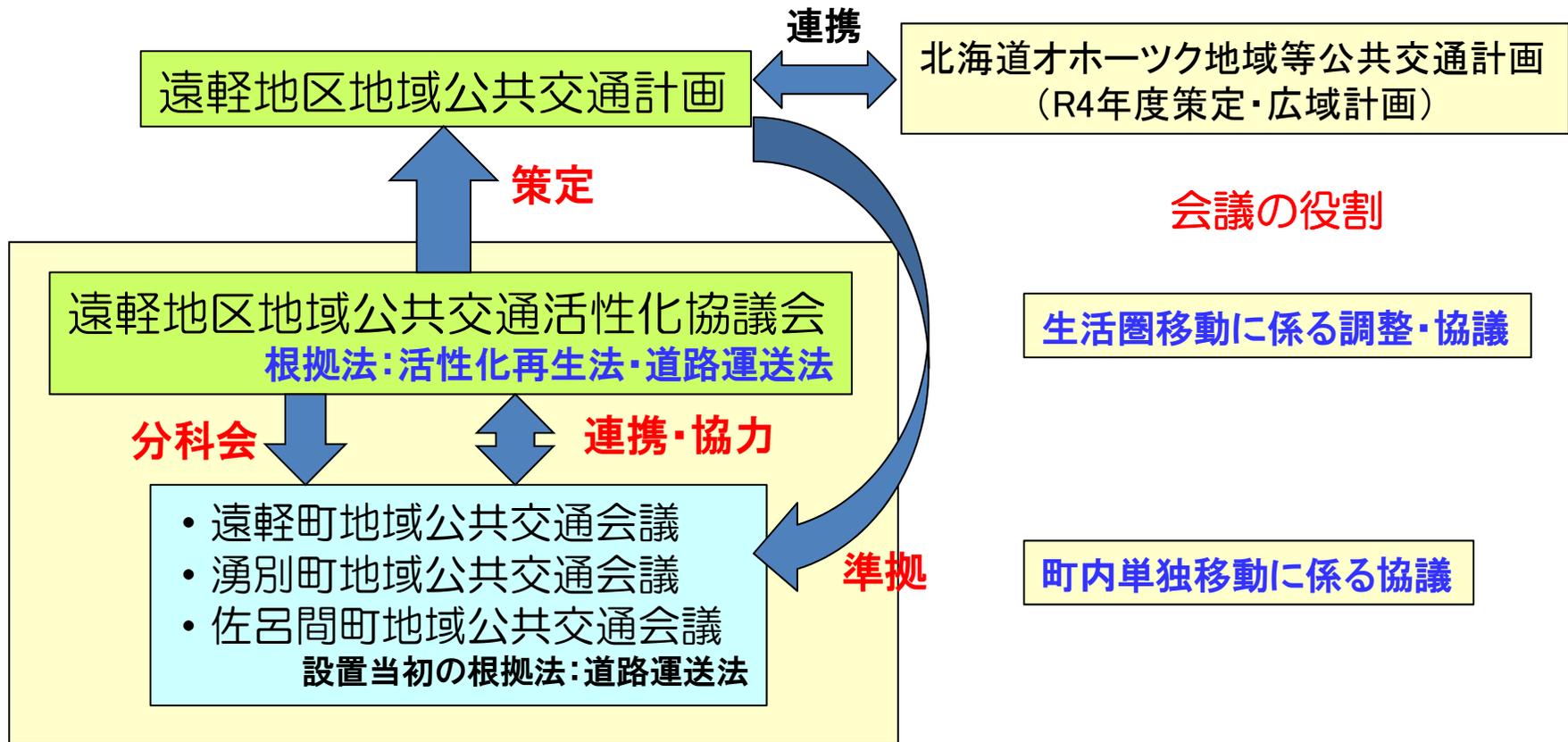
- ・ R3年度：遠軽町にて基礎調査等を実施（関係者ヒアリング、グループインタビュー等）
- ・ R4年度：遠軽町にて公共交通再編に向けた検討の実施
- ・ R4年度：佐呂間町にて基礎調査等を実施（関係者ヒアリング等）
- ・ R4年度：湧別町にて基礎調査等を実施（関係者ヒアリング、住民意見交換等）
- ・ R5.6月：遠軽地区地域公共交通活性化協議会の立ち上げ

◎計画策定により期待される取組

- ・ 生活の足の確保に向けた各町の地域公共交通の再編・効率化の推進
- ・ 各町が連携することによる効率的かつ利便性の高い広域的な公共交通網の構築



遠軽地区における法定協議会の役割と位置づけ、地域公共交通計画の策定



【議案第1号】

遠軽地区地域公共交通活性化協議会規約（案）

（設置）

第1条 遠軽町、湧別町及び佐呂間町（以下、「遠軽地区」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、遠軽地区における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うために、遠軽地区地域公共交通活性化協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 市町村有償旅客輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 地域公共交通計画の作成及び変更の協議に関する事項
- (4) 地域公共交通計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (5) 地域公共交通に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (6) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

（協議会及び分科会）

第3条 協議会に各町の分科会を置く。

2 協議会は遠軽地区に関わる事項を協議するものとする。

3 分科会は、各町に関する事項を協議するものとする。ただし、他の地域との調整が必要なものは除くものとする。

（協議会の委員）

第4条 協議会の委員は、別表第1で掲げる者をもって構成する。

2 委員は、協議会に代理人を出席させることができるものとする。

（任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、会長は遠軽町長をもって充てるものとし、副会長は湧別町長及び佐呂間町長をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

【議案第1号】

3 会長に事故等がある場合は、副会長がその職務を代理する。

（協議会）

第7条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会は、やむを得ない事情など会長が認めるときは、第2条各号に掲げる事項について書面により委員の意見を徴する方法により協議会を行うことができる。

4 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、協議会の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

6 協議会は、原則として公開とする。ただし、開催日時、場所、議題、協議の概要、合意事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

（分科会）

第8条 協議会は、第2条に規定する事項に関し、各町に関する事項について協議を行うため、各町の地域公共交通会議を分科会として位置付ける。

2 協議会は、分科会において決した事項については、協議会で決したものとする。

3 分科会は、決定事項を書面により会長に報告するものとする。

4 分科会の組織及び運営に関し必要な事項は、各町で定める。

（財務に関する事項）

第9条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金及び諸収入をもって充てる。

2 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、別に定める。

（監査）

第10条 協議会に監査員を2名置く。

2 協議会の出納監査は、会長が委員の中から指名した者によって行う。

3 監査員は、監査結果を会長に報告しなければならない。

（協議結果の取扱い）

第11条 協議会において協議が整った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

（庶務）

第12条 協議会の庶務は、遠軽町総務部企画課において処理する。

2 地域公共交通に関する相談、意見その他の対応については、別表第2のとおり、各町の担当庶務が行うものとする。

【議案第1号】

3 協議会の庶務に関し必要な事項は、別に定める。

（その他）

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定めるものとする。

附 則

1 この規約は、令和5年6月12日から施行する。

2 この規約の施行後、最初の委員の任期は、第5条の規定に関わらず、令和7年3月31日までとする。

【議案第1号】

別表第1（第4条関係）

(1)協議会の委員名簿

No.	区分	所属団体
1	市町村	遠軽町
2		佐呂間町
3		湧別町
4	都道府県	北海道オホーツク総合振興局
5	交通事業者	北海道北見バス株式会社
6		北紋バス株式会社
7	道路管理者	北海道開発局網走開発建設部遠軽開発事務所
8		北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部遠軽出張所
9	運転手が組織する団体	私鉄総連北見バス支部
10	地域住民・利用者	遠軽町自治会連絡協議会
11		北海道遠軽高等学校PTA
12		湧別町自治会連合会
13		湧別町PTA連合会
14		佐呂間町自治会連合会
15		佐呂間町PTA連合会
16	北海道運輸局	北海道運輸局北見運輸支局
17	警察	北海道北見方面遠軽警察署

【議案第1号】

別表第2（第12条関係）

(1)各町の担当庶務

No.	各町区分	担当
1	遠軽町	遠軽町総務部企画課
2	湧別町	湧別町企画財政課
3	佐呂間町	佐呂間町町民課

【議案第2号】

遠軽地区地域公共交通活性化協議会事務局規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、遠軽地区地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第12条第3項に基づき、遠軽地区地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局（以下「事務局」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（職員等）

第2条 規約第12条に基づき、事務局は遠軽町総務部企画課とし、事務局長は企画課長を事務局員には企画課職員をもって充てる。

（所掌事務）

第3条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 協議会の会議に関する事項
- （2） 協議会の資料作成に関する事項
- （3） 協議会の庶務に関する事項
- （4） 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

（専決事項）

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りではない。

- （1） 事務局の運営に関する事項
- （2） 物品の購入その他交通会議運営に必要な契約の締結に関する事項
- （3） 物品及び現金の出納に関する事項
- （4） 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関する事項

（文書の取扱い）

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、遠軽町において定められている文書の取扱いに準ずるものとする。

（公印の取扱い）

第6条 協議会の公印の種類は別表のとおりとする。

2 この規程に定めるもののほか、協議会の公印の保管、取扱い等については、遠軽町の例に準ずるものとする。

（その他）

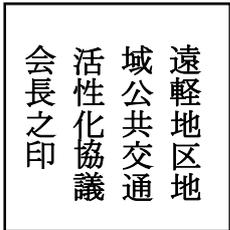
第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

【議案第2号】

附 則

- 1 この規定は、令和5年6月12日から施行する。

別表（第6条関係）

名 称	形 状	寸 法	書 体
遠軽地区地域公共交通活性化協議会長之印		2.1cm × 2.1cm	てん書体

【議案第2号】

遠軽地区地域公共交通活性化協議会財務規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、遠軽地区地域公共交通活性化協議会規約（以下、「規約」という。）第9条第2項に基づき、遠軽地区地域公共交通活性化協議会（以下、「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（予算）

第2条 協議会の予算は、遠軽町、湧別町、佐呂間町及び国からの負担金又は補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また、協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下、「会長」という。）は、毎会計年度の予算を調製し、協議会の承認を受けなければならない。

3 会長は、会計年度の途中において既定の予算に補正をする必要が生じたときは、前項と同様に予算を調製し、協議会の承認を受けなければならない。

4 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

（歳入歳出予算科目）

第3条 歳入歳出予算の款、項及び目の区別は、別表のとおりとする。

2 会計年度の途中において特別な理由があるときは、別表に定める以外の区分を定めることができる。

（予算の流用等）

第4条 会長は、歳出予算のうち款及び項を超えて予算を流用したとき、又は予備費を充用したときは、協議会に報告しなければならない。

（出納及び現金の保管）

第5条 協議会の出納は、会長が行う。

（出納員）

第6条 会長は、事務局長に出納員を命じ、会計事務を委任することができる。

2 会計事務に携わる事務局員は、現金の出納、保管その他必要な事務の手続について適正に処理しなければならない。

（予算の執行）

第7条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、出納員が行う。

2 出納員は、次に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

（1） 予算整理簿

（2） 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

【議案第2号】

(決算等)

第8条 会長は、毎会計年度終了後速やかに協議会の決算を調製し、監査を付した後、協議会の承認を得なければならない。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この規程は、令和5年6月12日から施行する。

別表（第3条関係）

(1) 歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 諸収入

(2) 歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	2 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

令和5年度 遠軽地区地域公共交通活性化協議会事業計画（案）

（1）事業実施の考え方

遠軽地区に限らず全国の地方公共交通は、利用者減少や運転手不足、自治体負担の増加等の様々な課題がある。これまで3町がそれぞれで公共交通に関する施策を行ってきたが、合同の地域公共交通活性化協議会を中心に各町の公共交通を見直し、日常的な生活交通を確保するとともに、目標や方向性、関係者等の役割等を明確にした公共交通計画を策定したいと考えている。

計画策定のためには、生活圏が同じ3町の地域特性や利用実態を分析し、それぞれの公共交通を相互活用ができる見直しが必要となっている。

そのため、3町合同の計画策定に向けた事業の実施及び調整をする。

（2）主な事業計画

①遠軽地区地域公共交通計画の策定

- ・令和3年度から遠軽町、令和4年度から湧別町及び佐呂間町が基礎調査を実施している。
- ・基礎データを活用し計画を策定する。

②遠軽地区地域公共交通活性化協議会の開催

- ・令和5年度協議会開催予定 4回（6月、9月、12月、3月）

【議案第3号】

令和5年度 遠軽地区地域公共交通活性化協議会収支予算（案）

収入の部

単位：円

科目	予算額	説明
負担金	60,000	遠軽町負担金 20,000円 湧別町負担金 20,000円 佐呂間町負担金 20,000円
補助金	0	
繰越金	0	
諸収入	0	
合計	60,000	

支出の部

科目	予算額	説明
会議費	0	
事務費	52,000	消耗品費、印刷製本費、郵券代、手数料など
事業費	0	
予備費	8,000	
合計	60,000	

収入総額 60,000円

支出総額 60,000円

遠軽町、湧別町、佐呂間町の概要

	遠軽町	湧別町	佐呂間町
総人口	19,241	8,270	4,875
15歳未満	1,961	781	492
15～64歳	9,521	4,243	2,458
65歳以上(高齢者)	7,230	3,246	1,924
世帯数	8,739	3,678	2,260
面積	1,332.45	505.79	404.94
人口密度	14.4	16.4	12.0
路線バス	一般バス路線2路線	一般バス路線2路線	イーグルライナー
スクールバス	2路線 (一般混乗不可)	7路線 (一般混乗可、要予約)	ふれあいバス町内線6路線 (一般混乗可)
その他交通サービス	町営バス4路線、 福祉バス2路線	町営バス4路線、 乗合ハイヤー2路線、 福祉バス、福祉有償運送、 湧別高校通学費補助	ふれあいバス町外線3路線、 ふれあいタクシー、 福祉有償運送、 高齢者助成事業
タクシー会社	末広ハイヤー、 遠軽交通	湧別小型運送・湧別ハイ ヤー・中湧別ハイヤー共同 企業体	佐呂間ハイヤー
鉄道駅	6駅	—	—
免許保有者数 (R2年データ)	12,606 (全人口の65.5%)	5,743 (全人口の69.4%)	3,375 (全人口の69.2%)

遠軽地区地域公共交通計画での検討事項案（基礎調査結果より）

◎遠軽地区の広域移動について

- ・ オホーツク紋別空港へのアクセス：遠軽町、湧別町は無料バス
- ・ 女満別空港へのアクセス：佐呂間町（特になし）
- ・ JR遠軽駅での特急列車へのアクセス：遠軽町・町内循環線等、湧別町・北見バス遠軽湧別線、北紋バス遠軽線、佐呂間町・ふれあいバス遠軽線（週3日）
- ・ 都市間バスへのアクセス：
 - ⇒札幌～遠軽線：遠軽町・町内循環線等、湧別町・北見バス遠軽湧別線、北紋バス遠軽線、佐呂間町・ふれあいバス遠軽線
 - ⇒札幌～北見・網走：佐呂間町・ふれあいバス北見線（週2日）、網走線（週1日）
- ・ 北見バス・北紋バスによる遠軽紋別線の共同運行（コードシェア）の検討
- ・ 佐呂間町ふれあいバス遠軽線：安国地区での乗降の検討
- ・ 湧別町（芭露・計呂地地区）・佐呂間町との接続可能性の検討

◎遠軽地区の町内移動について

【遠軽町】

- ・ 町内循環線の再編：3ルート
- ・ 極めて利用者の少ない路線の見直し
- ・ 交通ターミナル整備・接続強化の検討

【湧別町】

- ・ スクールバスの再編・効率化
- ・ デマンド運行の再編・効率化
- ・ 芭露地区でのボランティア輸送の検討
- ・ 湧別・上湧別・芭露・計呂地地区の接続
- ・ 交通ターミナル整備・接続強化の検討

【佐呂間町】

- ・ ふれあいバス市内線は現状維持だが、利用者ニーズを見極めながら柔軟に対応
- ・ ふれあいバス市外線の土日運行の検討